

## 県内初！下水道法に基づく『災害時における 復旧支援協力に関する協定』を締結しました

### 1 概要

志木市では、地震等の災害により市が管理する下水道管路施設が被災した際、速やかに復旧を図るため、10月3日（月）下水道法第15条の2（災害時維持修繕協定の締結）の規定に基づき、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（東京都千代田区会長：長谷川健司）と『災害時における復旧支援協力に関する協定』を締結しました。

### 2 下水道法第15条の2とは

地震などの災害時に備えて、公共下水道の施設の維持・修繕を的確に行う能力を有すると認められた民間事業者とあらかじめ協定を締結し、災害破損した施設の調査や修繕などを発災後、自主的に速やかに行うものです。これまで、法に基づかない独自の協定により調査・修繕をするものがありましたが、下水道法が平成27年11月に改正し、新たに災害時維持修繕協定に関する規定が整備され、今回の協定は、埼玉県内において、この規定に基づき締結される初めてのものになります。

### 3 協定の内容

下水道管路施設の被災における復旧支援協力に関して、基本的な事項を定め、市が管理する下水道管路施設が地震をはじめとした災害等により被災した場合に、破損箇所等を発見するための巡視や、点検・調査・清掃といった必要な業務に対して人員や機材等の支援を行うもの。



### 4 協定の締結の相手方

公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
（東京都千代田区岩本町2丁目5番11号）  
会長 長谷川 健司

### 5 協定締結の期間

平成28年10月3日～29年10月2日まで  
（以後満了の1ヶ月前までに申出の無い場合は、  
1年延長）

記者発表資料

平成28年10月5日

志木市上下水道部下水道施設課

下水道施設グループ

担当者／技師 福田 成章

電話番号／048-473-1957

内線2700

志木市